三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報

イ　出入国関係情報

ロ　在留カード関係情報

ハ　特別永住者証明書関係情報

ニ　年金給付関係情報

第百十七条　第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項又は第八十二条第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る出入国関係情報

三～七　［略］

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　出入国関係情報

ハ　在留カード関係情報

ニ　特別永住者証明書関係情報

九～十二　［略］

第百二十五条の二　第二条の表百二十三の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定めるとする。

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第四条第一項の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第五条第一項の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者及び当該者の父又は母に係る戸籍関係情報

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ～ル　略

ヲ　学資金申請者に係る在留カード関係情報

ワ　学資金申請者に係る特別永住者証明書関係情報

カ～ソ　［略］

［二～六　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報　［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第百十七条　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～六　［同上］

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報　［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

八～十一　［同上］

［新設］

第百四十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ル　同上］

［新設］

［新設］

ヲ～タ　［同上］

［二～六　同上］

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。